

役員選任規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）が定款第20条の規定に基づき理事及び監事の選任につき必要な事項を定める

(選任の方法)

第2条 役員の選任は、定款第12条第2号により社員総会において選任する。

(選任する役員の数)

第3条 役員の選任定数は、定款第19条第1項によるが、理事及び監事の員数については理事会がその都度決定する。

2 前項により選任された役員に欠員が生じても、その員数が定款第19条第1項に規定する下限以上であるときは、補欠選任をしないことができる

(被選任候補者)

第4条 被選任候補者は次のとおりとする。

- (1) 社員10名以上が推薦した者
- (2) 理事会が推薦した者
- (3) 理事長が推薦した者

2 土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）にあっては代表者一人を定めてい る場合はその者、そうでない場合は代表権を有する社員の一人を指名して被選任候補者と することができる。

(選任者の届出)

第5条 前条の被選任候補者の推薦者は、総会の20日前までに別紙様式による届出書 を選考委員会に届け出なければならない。

第2章 選考委員会

(選考事務の管理執行)

第6条 役員の選考に関する事務を管理執行するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(選考委員の選出)

第7条 選考委員（以下「委員」という。）は、理事会で別に定める区域ごとの社員の互選により選出するものとする。その員数は6人をもって構成する。

2 前項により選出した委員は、総会の30日前までに理事長に届け出るものとする。

3 理事長は、委員選出届けを受理したときは、速やかにその氏名を事務局に公示するものとする。

4 委員は、役員となることができない。

(選考委員会)

第8条 委員会は、前条第1項の委員をもって組織する。

2 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は理事長が招集する。

3 委員長は、委員のうちから互選する。

4 委員長は、委員会を代表し、その事務を統理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、就任後第1回目に開催される総会の役員選任に関する事項の終了のときまでとする。

(委員会の決議及び職務)

第10条 委員会の選考に関する決議は、委員定数の4分の3以上が出席し、その過半数をもって決する。

2 委員会は、第5条の届出の受理及びその名簿の公示をしなければならない。

3 委員会は、選考の結果並びに被選任者が就任を承諾した旨を総会の議長に報告しなければならない。

(選任の決定)

第11条 役員選任の効力は、定款第17条第3項により決議し選任されたときから生ずる。

(秘密保持の義務)

第12条 委員は、その職務の執行上において知ることのできた事実を他に漏らしてはならない。

第3章 補 則

(施行細則)

第13条 この規則を施行するため必要があるときは、理事会の決議により細則を定めることができる。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改正又は廃止は、社員総会の決議によるものとする。

(運用に関する事項)

第15条 この規則の運用に関する事項は、理事会の決議によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年8月23日から施行する。

2 (公社) 栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会役員等選任規則(令和4年8月26日総会制定)は、前項による本規則の施行により廃止する。